

## 議案第 3 号

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

### 提案理由

年次有給休暇を付与する時期の変更等を行うため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第4項中「第14条第2項第16号」を「第14条第2項第17号」に改める。

第12条第1項中「年ごと」を「年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごと」に、「年において」を「年度において」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第14条第2項第10号中「年」を「年度」に改め、同項第20号中「年」を「年度」に改め、同号を同項第21号とし、同項第17号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号中「年」を「年度」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「年」を「年度」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

第16条第3項中「年」を「年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

(以下「旧条例」という。) 第12条第1項の規定により平成28年1月1日に年次有給休暇を付与された職員に対し、この条例による改正後の富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第12条第1項の規定により平成28年4月1日に年次有給休暇を付与する場合には、同項中「20日」とあるのは「5日」と読み替えて適用する。

- 3 旧条例第12条第1項の規定により平成27年1月1日に付与された年次有給休暇の日数を同条第2項の規定により繰り越して使用することができる期限は、平成29年3月31日とする。
- 4 旧条例第12条第1項の規定により平成28年1月1日に付与された年次有給休暇の日数を使用することができる期限は平成29年3月31日とし、同条第2項の規定により繰り越して使用することができる期限は平成30年3月31日とする。